

中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金 Q & A

申請方法について

Q1. 申請期限はいつまで？

A1. 令和5年1月31日（火）までです。郵送の場合、当日の消印は有効です。メール申請の場合、令和5年1月31日（火）23時59分までに送信を完了してください。

Q2. 申請書様式は、どこでもらえますか？

A2. 申請書様式は、唐津市ホームページからダウンロードすることができます。

次の窓口でも配布しています。

- ・唐津市役所商工振興課（大手ロセンタービル5階）
- ・各市民センター産業・教育課
- ・各商工団体（唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会）

Q3. 土日に窓口は、開いていますか？

A3. 市役所の開庁日は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。土日祝日は開庁していません。また、各商工団体の窓口は、平日の午前9時から午後5時までです。

Q4. 窓口での申請は受け付けますか？

A4. 原則、郵送又は電子メールによる申請書関係書類の提出をお願いします。

※窓口で申請書様式を配布していますが、その場で申請書様式に記載していただくと窓口が混雑する恐れがあります。窓口での申請書の記載は、お控えいただきますようご協力ください。

Q5. 申請書兼請求書に押印は必要ですか？

A5. 申請書兼請求書に押印は不要です。

Q6. 申請は何回でもできますか？

A6. 1事業者1回の申請となっております。申請手続きは電子メールの場合、件名を「燃油・原材料助成金」と入力してください。郵便の場合、簡易書留など配達記録の残る郵送でお願いしています。配達記録が申請の証拠資料となります。

Q7. 申請者と振込先の口座名義人が異なってもよいか？

A7. 振込先口座名義人は申請者と同じ名義人にしてください。

Q8. 現在、銀行が統合しているが、通帳を更新していないため、古い通帳しかない場合は、古い通帳の写しでもよいか？

A8. 古い通帳の写しの余白に、現在の金融機関名称、支店名称等を記入して提出してください。

Q9. 添付書類で通帳の写しとあるがインターネットバンキングの場合はどうすればよいか？

A9. インターネットバンキングの場合、金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号の情報が確認できるサイトページ部分を印刷（撮影）して提出してください。

Q10. 市から以前振り込みしてもらった口座に振り込んでもらえばよいが、申請書兼請求書への記載や通帳の写しの添付は必要ですか？

A10. 申請書兼請求書への振込先口座情報の記載は必要です。

通帳の写しの添付については、令和3年度に実施した次の助成金を受給した時と同じ振込口座の場合は省略することができます。その場合は、申請書兼請求書のチェックボックスにチェック☑を入れてください。

- ・唐津市中小・小規模企業者事業継続助成金
- ・第2次唐津市中小・小規模企業者事業継続助成金

Q11. 創業したばかりで、まだ初めての確定申告を迎えていません。唐津市内の事業者であることを確認できる書類として確定申告書がない場合は、どうすればよいですか？

A11. 確定申告をしていない場合は、開業届などで事業を営んでいることを確認します。法人の場合、商業登記簿謄本、個人事業主の場合は税務署の受付印が押された開業届をご用意ください。開業届の控えがない場合は、所轄税務署にお問い合わせください。

Q12. 売上高や仕入額の領収書等の提出は必要ですか？

A12. 売上高・仕入高に関する領収書等の提出は求めています。添付資料である佐賀県の燃油高騰対策緊急支援金又は原材料等高騰対応緊急応援金の決定通知書の写しを提出ください。

Q13.添付資料である佐賀県の燃油高騰対策緊急支援金又は原材料等高騰対応緊急応援金の決定通知書を紛失してしまった。どうしたらよいか？

A13.今回の事業では佐賀県から決定通知書の再発行は行われ不见込みのため、唐津市役所商工振興課にお問い合わせください。(電話 0955-72-9141)

対象要件について

Q14. 中小企業等とは？

A14. 中小企業基本法に規定する中小企業者、小規模企業者の個人または会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人）です。

Q15.具体的な業種を教えてください。

A15.本助成金は、原油・原材料の高騰の影響を受けている事業者が対象となります。例えば、原油の高騰による影響であれば貨物運送業（トラック・軽貨物など）や旅客運送業（バス・タクシーなど）、建設業などが考えられます。原材料の高騰による影響であれば、製造業（印刷、食品など）、小売業（商店など）、飲食業などが考えられます。原則、原油・原材料の高騰の影響を受けている事業者が対象となります。

Q16. 市内事業者の条件は？

A16. 次のいずれかにおいて、唐津市内である必要があります。

○法人の場合

①本店の所在地 ②直前の事業年度の法人税確定申告書の納税地

○個人事業主の場合

①住民登録地 ②令和3年分所得税確定申告書（青色申告決算書又は収支内訳書）若しくは令和4年度市県民税申告書の収支内訳書の事業所所在地

③令和3年分の所得税確定申告を行っていない場合は、開業・廃業等届出の納税地

Q17.どのような事業者が対象外になりますか？

A17. 次のいずれかに該当する場合は対象外になります。

①農林業漁業者（日本標準産業分類において、大分類Aー農業、林業及び大分類

B-漁業に該当する事業者)

- ②医療・福祉サービス業者(日本標準産業分類において、大分類P-医療、福祉に該当する事業を行う事業者。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(日本標準産業分類番号:8351)及びその他の療術業(日本標準産業分類番号:8359)を運営する事業者、又は薬局等で小売りのみの事業収入(売上)である場合は除く。)
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(当該営業の受託営業を含む。)に該当する事業を行う事業者
- ④その他、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本助成金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者
- ⑥中小企業基本法の中小企業者・小規模企業者に該当しない者
(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合(LLP)…)など)
- ⑦その他、助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する場合

Q18. 法人の代表者で、個人事業主としても事業を行っている。法人と個人事業主の両方で申請できますか?

A18. 法人と個人事業主は、別人格になります。そのため、法人と個人事業主のそれぞれで要件を満たしていれば、両方で申請することができます。

Q19. 対象要件を詳しく教えてください。

A19. 原油・原材料高により、令和4年1月から7月までのうち任意に選択した3か月(以下「対象期間」という。)の仕入額が過去3年の同期間(以下「比較対象期間」という。)の仕入額より20%以上増加し、かつ、対象期間の売上高に占める仕入額の割合が比較対象期間の売上高に占める仕入額の割合より増加している。また、対象期間の売上高に占める仕入額の割合が比較対象期間に占める仕入額の割合より20%以上増加している

こと。比較対象期間を含む決算書の年間仕入額が法人の場合20万円以上、個人の場合15万円以上であることなどが主な対象要件です。

Q20. 「仕入」とは何を指しますか？

A20. 原則、決算書や確定申告書において仕入として計上しているものが対象です（原材料や製品、燃油等）。なお、不動産や中古品、外注費などは算定対象外となります。

その他

Q21. 申請してから振り込まれるまでの日数は、どのくらいかかりますか？

A21. 申請書類を受領し、申請内容の審査が完了してから支払いまでに概ね3週間程度を見込んでおります。申請書類の内容に不備がある場合は、修正連絡等によりお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

Q22. 助成金の支払いは、現金での受け取りも可能ですか？

A22. 助成金の現金支払いは、行いません。申請者が指定する金融機関の口座に振り込みます。なお、振込先の金融機関に指定はありません。

Q23. 助成金は、課税対象となりますか？

A23. 所得税、法人税については課税対象となるため、税法に則った手続きをしてください。詳細については、最寄りの税務署にご確認ください。

Q24. 申請処理が不備なく受理されたかを確認できる書類が送付されますか？

A24. 書類を受理後、内容審査し適当と認める場合に決定通知書を申請書に記載された住所へ送付いたします。不備があった場合は、電話・メール等にて問い合わせをさせていただきます。

Q25. 個人事業主から法人になった場合（法人成り）はどうしたらよいですか？

A25. 法人成りの場合、法人での申請となります。法人成りした証拠書類として法人設立届等や廃業届の提出が必要となります。要件の比較については、同一事業であれば個人事業者の時の売上高・仕入額と比較してください。他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので、唐津市役所商工振興課にお問い合わせください。

Q26. 法人が個人事業主となった場合（個人成り）はどうしたらよいですか？

A26. 個人成りの場合、個人での申請となります。個人成りした証拠書類として開業届や廃業届の提出が必要となります。要件の比較については、同一事業であれば法人の時の売上高・仕入額と比較してください。他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので、唐津市役所商工振興課にお問い合わせください。

Q27. 個人事業主で事業主 A から B へ事業の引継ぎ（事業承継）を行っている場合、どういう取り扱いになるのか？

A27. 事業承継については、原則同じ者という取り扱いをしていますので、『個人事業の開業・廃業等届出書』を合わせて提出していただき、A から B への事業承継の有無を確認させていただきます。また、申請については、承継を受けた側（B）での申請となります。他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので、唐津市役所商工振興課にお問い合わせください。

Q28. 申請するとき何を提出したらよいのか、また、省略できる書類が何なのかわからなくなったのだがどうしたらよいのか？

A28. 市ホームページで助成金の申請手引きをご覧ください。提出書類の詳細については申請手引き（P5）でご確認いただくか、唐津市役所商工振興課（電話 0955-72-9141）にお問い合わせください。